

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成要領

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

目次

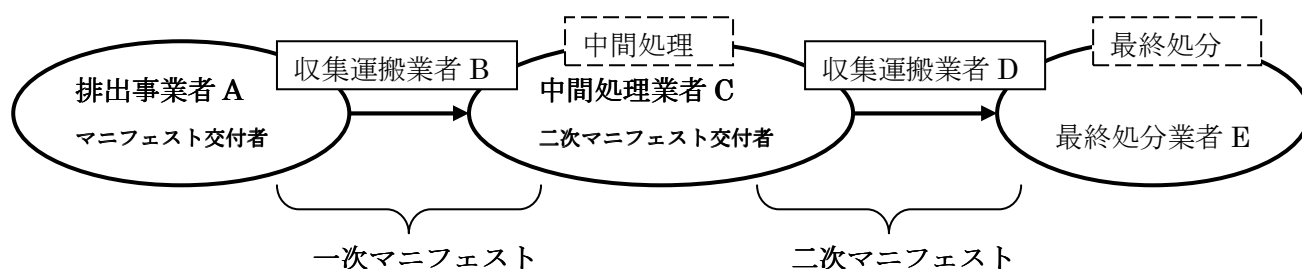
1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について.....	1
2. 電子マニフェストについて.....	2
3. 様式及び記入事項について.....	3
4. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例.....	6
5. その他（報告先等）.....	8
別表1 日本標準産業分類一覧.....	1 1
別表2 産業廃棄物分類表.....	1 2
別表3 特別管理産業廃棄物分類表.....	1 3
別表4 産業廃棄物種類別換算係数表（参考値）.....	1 4

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

廃棄物処理法第12条の3第6項に基づき、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の一年間に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告書（様式第3号）を事業場ごとに作成し、都道府県知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。（*）

報告対象 前年4月1日～当年3月31日の間に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した者（二次マニフェストを交付している中間処理業者も対象となります。）

報告者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者で、排出事業者及び二次マニフェスト交付者の中間処理業者（最終処分等の処分委託をする場合）となります。



報告者	運搬受託者	処分受託者
排出事業者 A	収集運搬業者 B	中間処理業者 C
中間処理業者 C	収集運搬業者 D	最終処分業者 E

提出期限 毎年6月末日（末日が土日祝日の場合は、その前日）

提出書類 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）

報告内容 産業廃棄物の種類、運搬委託者、処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、運搬委託者及び処分受託者の名称、住所、許可番号等

提出先 都道府県知事……………兵庫県内（政令市所管地域除く）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

政令市長……………各政令市所管地域（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

*行政報告の義務化について

これまで法第12条の3第6項の規定に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出が猶予されてきましたが、平成18年7月26日付けの廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号）により、その適用猶予期間が平成20年4月1日までとなりました。

○平成１９年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の場合

報告対象 平成１９年４月１日～平成２０年３月３１日の間に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票を交付した者

提出期限 平成２０年６月３０日

提出書類 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第３号）

報告内容 産業廃棄物の種類、運搬委託者、処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、運搬委託者及び処分受託者の名称、住所、許可番号等

提出先 都道府県知事……………兵庫県内（政令市所管地域除く）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

政令市長……………各政令市所管地域（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

参考法令

廃棄物処理法 第１２条の３第 ６項	管理票交付者は環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 （令第二十七条に規定する市（政令市）にあつては市長）
廃棄物処理法施行規則第８条の ２７	法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（令第二十七条に規定する市（政令市）にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

２．電子マニフェストについて

電子マニフェストを利用している場合は、廃棄物処理法第１２条の５第８項の規定により情報処理センターが集計し都道府県知事に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はありません。

※ 電子マニフェストに関する問い合わせ

（財）日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター普及部 TEL：０３－３６６８－６５１３ サポートセンター TEL：０３－５８１１－８２９６ FAX：０３－５８１１－８２７７
（社）兵庫県産業廃棄物協会 TEL：０７８－３７１－３１７７ FAX：０７８－３７１－８８６４

詳細や加入方法等については、電子マニフェストシステムを運用している（財）日本産業廃棄物処理振興センターＨＰ（<http://www.jwnet.or.jp>）で紹介しておりますので、ご参照ください。また、（社）兵庫県産業廃棄物協会において加入手続きを行うことができます。

3. 様式及び記入事項について

廃棄物処理法施行規則第8条の27に規定する様式第3号により報告します。

兵庫県知事に報告する場合は下記の様式をお使いください。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

(平成一〇年四月一日現在)

(平成一〇年四月一日現在)

兵庫県知事 殿

平成 年 月 日

報告者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項の規定に基づき、

年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業種			
事業場の所在地		〒 TEL FAX E-mail					担当者名 (特別管理産業廃棄物管理責任者等)			
番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合には受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

2枚目以降

(/)

[illegible]

記入事項について

報告者の住所	個人の場合は住民票記載住所、法人の場合は商業登記の（本社）住所を記入してください。
報告者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	個人の場合は個人の氏名、法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
電話番号	報告者の電話番号を記入してください。
事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。報告書は事業場ごとに作成し、提出してください。 ＊設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらを1事業場としてまとめて報告してください。 （例：トンネル工事、護岸工事、高速道路の建設工事等）
事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の住所及び電話番号を記入してください。 ＊建設工事のように、産業廃棄物を排出した場所が一定の連絡先をもたない場合は、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記し、連絡先を明記してください。 （記入例2参照） ＊設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらを1事業場としてまとめて報告してください。 （例：トンネル工事、護岸工事、高速道路の建設工事等）
業種	別表1の日本標準産業分類一覧から業種を選択し、コードと名称を記入してください。産業分類の詳細については総務省ホームページで確認してください。 （ http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm ）
担当者名 （特別管理産業廃棄物管理者等）	担当者名を記入してください。報告書の内容について確認することがあります。 ただし、特別管理産業廃棄物を排出する事業場の場合は「特別管理産業廃棄物管理責任者」の氏名を記入してください。
番号	委託した産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとにマニフェストを取りまとめ報告しなければなりません。番号は1から順に振ってください。 ただし、区間を分けて、2以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。 （記入例4参照）

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類ごとに記載してください。別表 2、3 の産業廃棄物分類表を参考に記入してください。
石綿含有産業廃棄物の有無	排出される産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物がある場合は「有」を、無い場合は「無」を記入してください。 ＊石綿含有産業廃棄物とは、非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿をその重量の 0.1 % を超えて含有するもの。
排出量（t）	委託した産業廃棄物の数量（単位トン）を記入してください。 ＊単位はキログラムの場合トンに換算してください。 1,000kg（キログラム）＝1t（トン） 重量がわからない場合は別表 4 の換算係数表を使って換算することも可能です。別表 4 はあくまでも参考値ですので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告してください。
管理票の交付枚数	マニフェストの交付枚数（紙マニフェストの場合複写式なので 1 セットで 1 枚と数える。）を記入してください。
運搬受託者の許可番号	産業廃棄物の運搬を委託した業者の許可番号を 10 桁又は 11 桁で記入してください。廃棄物を積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみで構いません。
運搬受託者の氏名又は名称	産業廃棄物の運搬を委託した事業者の氏名又は法人名を記入してください。 ただし、自ら運搬する場合は「自己運搬」と記入してください。（記入例 3 参照）
運搬先の住所	運搬先の住所を記入してください。 このとき、同一事業者が積み替えを行う場合であっても、最終運搬先（処分業者）の住所を記載してください。
処分受託者の許可番号	処分受託業者の許可番号を 10 桁又は 11 桁で記入してください。
処分受託者の氏名又は名称	処分受託業者の名称を記入してください。
処分場所の住所	処分場所の住所を記入してください。ただし、運搬先と同じ場合は記入する必要はありません。

4. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例

記入例 1

様式第三号 (第八条の二十七関係) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成19年度)

報告者の住所、氏名、連絡先を記入

報告者 住所 東京都△△区◎◎町1丁目1-1
氏名 株式会社□□
代表取締役社長 兵庫 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-×××-□□□□

産業廃棄物を排出する事業場
ごとの住所、連絡先を記入

処分受託者の事業
場の住所を記入

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項の規定に基づき、平成19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社□□ 兵庫工場				業種	24非鉄金属製造業				
事業場の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇△町●●2-3-4 TEL ×××-×××-×××× FAX ×××-×××-×××× E-mail ××××××@hyogo.jp				担当者名 (特別管理産業廃棄物管理責任者等)	安全環境部 兵庫 花子 (特別管理産業廃棄物管理責任者)				
番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0300 廃油	無	50	25	1234567891	***商事(株)	兵庫県〇〇市△町1-1	23456789789	(株)〇〇産業	
2	0400 廃酸	無	15	20	12345678901	××運輸(株)	◎◎県〇〇市△町123	23456798123	□□エコロジ(株)	
3	1400 鋳さい	無	1000	9	11234567899	〇×環境(株)	◎◎県〇〇市▲町2-2	2345678900	(株)□□開発	
4	7425 廃油(有害)	無	8	1	234567891	***商事(株)	兵庫県〇〇市△町1-1	23456789789	(株)〇〇産業	

備考
1 この報告書は、前年4月1日現在までの状況を記載すること。
2 同一の排出物について、複数回排出した場合は、それぞれに記入すること。
3 排出物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとに(マニフェスト毎)に記入。産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者が同じ場合は排出量、交付枚数をまとめて記入

(日本工業規格 A列4番)

記入例 2

建設工事のように、産業廃棄物を排出した場所が一定の連絡先をもたない場合は、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記し、連絡先を明記してください。

様式第三号 (第八条の二十七関係) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成19年度)

建設工事等の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記し、連絡先を記入

報告者 住所 大阪府大阪市〇〇町1丁目1-1
氏名 株式会社◎◎建設
代表取締役社長 兵庫 次郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-×××-□□□□

平成20年 6月〇〇日

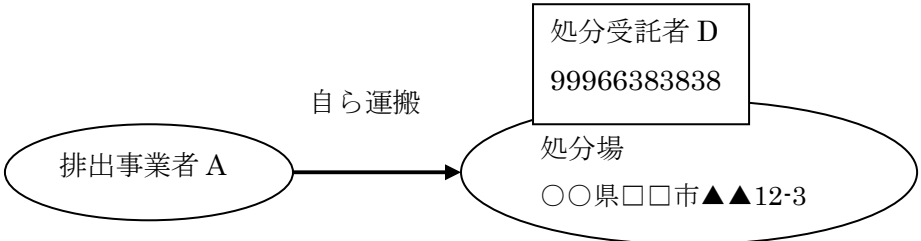
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項の規定に基づき、平成19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	兵庫トンネル建設現場 (株式会社◎◎建設兵庫支社)				業種	06総合工事業				
事業場の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市●●町2-3-4他 (兵庫県■■市99-9) TEL ×××-×××-×××× FAX ×××-×××-×××× E-mail ××××××@hyogo.jp				担当者名 (特別管理産業廃棄物管理責任者等)	兵庫支社総務部 兵庫 三郎				
番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0200 汚泥	無	500	51	9988776655	(株)■■土木	兵庫県〇〇市△町1-1	98765432111	(株)●●環境	

記入例 3

自ら運搬した場合

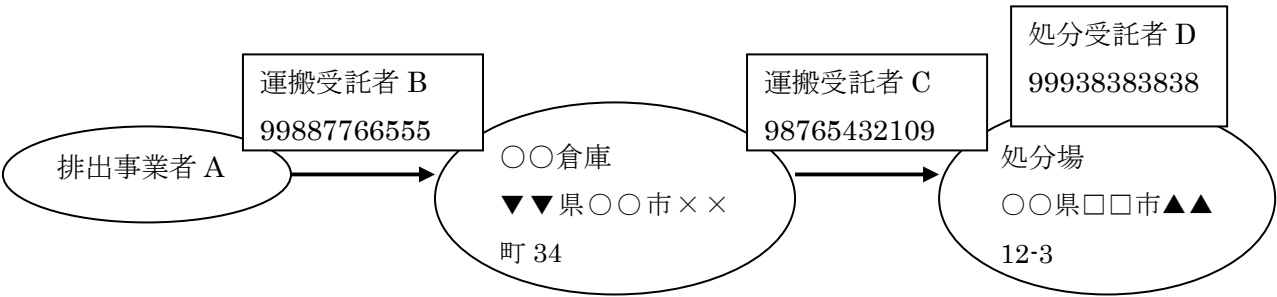
運搬についてマニフェスト交付はありませんが、処分を委託した場合はマニフェストを交付しているため、その状況を報告する必要があります。



番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	1500 がれき類	無	0.001	1		自己運搬	〇〇県〇〇市▲▲12-3	99966383838	処分受託者D	

記入例 4

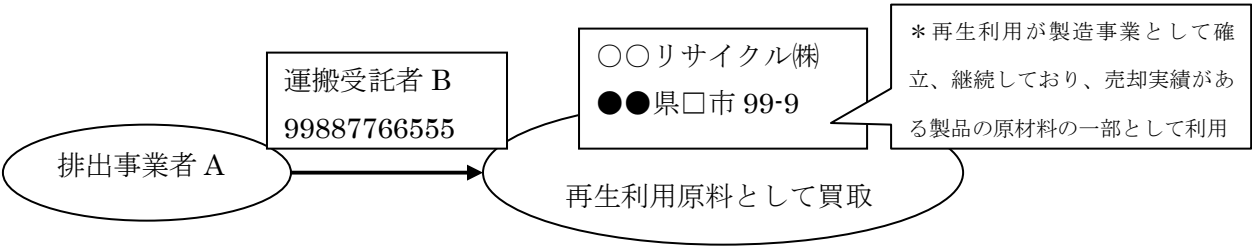
区間を区切って 2 以上の収集運搬業者に委託した場合



番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	1500 がれき類	無	20	10	99887766555	運搬受託者B	▼▼県〇〇市××町34			
5					98765432109	運搬受託者C	〇〇県〇〇市▲▲12-3	99938383838	処分受託者D	

記入例 5

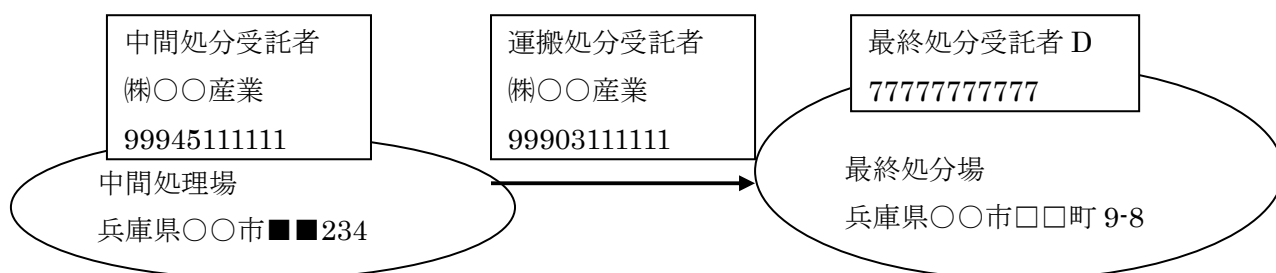
運搬経費は支払い（廃棄物として運搬）、運搬先で再生利用原料として売却した場合



番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
4	1200 金属くず	無	1	10	99887766555	運搬受託者B	●●県〇〇市99-9		〇〇リサイクル(株)	原料として売却

記入例 6

中間処理業者が中間処理後の廃棄物を自ら最終処分場へ運搬する場合（中間処理業者が収集運搬業の許可を持っている場合）



番号	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物の有無	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0600 廃プラスチック	無	20	20	99903111111	(株)〇〇産業	兵庫県〇〇市□□町9-8	77777777777	最終処分受託者D	

5. その他（報告先等）

電子マニフェストについて

電子マニフェストを使用すると産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出の必要はありません。ただし、事業場で電子マニフェストに加入していても紙マニフェストを用いて廃棄物を処理した場合は紙マニフェスト分について報告しなければなりません。

専ら物について

専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託する場合、マニフェスト交付義務はありませんので、報告の必要はありません。

罰則について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務を怠った場合は都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合はその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

報告書の提出部数について

産業廃棄物を排出した場所（政令市所管地域除く）を所管する県民局環境課に1部提出してください。

ただし、特別管理産業廃棄物に係るものについては2部提出してください。

兵庫県（４政令市を除く）管轄地域における報告書提出先について

産業廃棄物を排出した場所（政令市所管地域除く）を所管する県民局環境課に提出してください。

提出先（問い合わせ先）			産業廃棄物を排出した場所
所 管 別 県 民 局 一 覧	阪神南県民局 環境課	〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 TEL:06-6481-7641 Fax:06-6482-0579	芦屋市
	阪神北県民局 環境課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL:0797-83-3101 Fax:0797-86-4309	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
	東播磨県民局 環境課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL:079-421-1101 Fax:079-457-5707	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
	北播磨県民局 環境課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL:0795-42-5111 Fax:0795-42-7103	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	中播磨県民局 環境課	〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL:079-281-3001 Fax:079-281-3015	神河町、市川町、福崎町
	西播磨県民局 環境課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2100 Fax:0791-58-0523	相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町
	但馬県民局 環境課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL:0796-23-1001 Fax:0796-24-7074	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
	丹波県民局 環境課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL:0795-72-0500 Fax:0795-72-3013	篠山市、丹波市
	淡路県民局 環境課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL:0799-22-3541 Fax:0799-26-3090	洲本市、南あわじ市、淡路市

報告書に係るその他の問い合わせについて

問い合わせ先		産業廃棄物を排出した場所
兵庫県農政環境部 環境管理局環境整備課 廃棄物指導係	TEL: 078-341-7711 (内線3350)	兵庫県内（以下に掲げる4政令市を除く）に関する報告書の問い合わせ

4政令市における報告書の提出先及び問い合わせ先

政令市については取扱いが異なる場合がありますので詳細については下記の各政令市担当部署にお問い合わせください。

○神戸市内に係る報告

提出先（問い合わせ先）		産業廃棄物を排出した場所
神戸市環境局 事業系廃棄物対策室	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL: 078-322-5306	神戸市内全域

○姫路市内に係る報告

提出先（問い合わせ先）		産業廃棄物を排出した場所
姫路市環境局 美化部 産業廃棄物対策課	〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地 TEL: 079-221-2405	姫路市内全域

○尼崎市内に係る報告

提出先（問い合わせ先）		産業廃棄物を排出した場所
尼崎市環境市民局 環境部 産業廃棄物対策担当	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL: 06-6489-6310	尼崎市内全域

○西宮市内に係る報告

提出先（問い合わせ先）		産業廃棄物を排出した場所
西宮市環境局 環境緑化部 産業廃棄物対策課	〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 TEL: 0798-35-3277	西宮市内全域

別表1 日本標準産業分類一覧（平成14年3月改訂）

大分類	業種区分
A 農業	01 農業
B 林業	02 林業
C 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
D 鉱業	05 鉱業
	06 総合工事業
E 建設業	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
F 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維業（衣服、その他の繊維製品を除く）
	12 衣服・その他の繊維製品製造業
	13 木材・木製品製造業（家具を除く）
	14 家具・装備品製造業
	15 パルプ・紙・紙加工品製造業
	16 印刷・同関連業
	17 化学工業
	18 石油製品・石炭製品製造業
	19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	20 ゴム製品製造業
	21 なめし革・同製品・毛皮製造業
	22 窯業・土石製品製造業
	23 鉄鋼業
	24 非鉄金属製造業
	25 金属製品製造業
	26 一般機械器具製造業
	27 電気機械器具製造業
	28 情報通信機械器具製造業
	29 電子部品・デバイス製造業
	30 輸送用機械器具製造業
	31 精密機械器具製造業
	32 その他の製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
H 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報製作業
I 運輸業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附随するサービス業

大分類	業種区分
J 卸売・小売業	49 各種商品卸売業
	50 繊維・衣服等卸売業
	51 飲食料品卸売業
	52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	53 機械器具卸売業
	54 その他の卸売業
	55 各種商品卸売業
	56 織物・衣服・身の回り品小売業
	57 飲食料品小売業
	58 自動車・自転車小売業
	59 家具・じゅう器・機械器具小売業
	60 その他の小売業
K 金融・保険業	61 銀行業
	62 協同組織金融業
	63 郵便貯金取扱期間、政府関係金融機関
	64 貸金業、投資業等非預金信用機関
	65 証券業、商品先物取扱業
	66 補助的金融業、金融付帯業
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
L 不動産業	68 不動産取引業
	69 不動産賃貸業・管理業
M 飲食店、宿泊業	70 一般飲食店
	71 遊興飲食店
	72 宿泊業
N 医療、福祉	73 医療業
	74 保健衛生
	75 社会保険・社会福祉・介護事業
O 教育、学習支援業	76 学校教育
	77 その他の教育、学習支援
P 複合サービス事業	78 郵便局（別掲を除く）
	79 協同組合（他に分類されないもの）
Q サービス業	80 専門サービス業（他に分類されないもの）
	81 学術・開発研究機関
	82 洗濯・理髪・美容・浴場業
	83 その他の生活関連サービス業
	84 娯楽業
	85 廃棄物処理業
	86 自動車整備業
	87 機械等修理業
	88 物品賃貸業
	89 広告業
	90 その他の事業サービス
	91 政治・経済・文化団体
	92 宗教
	93 その他のサービス業
	94 外国公務
R 公務（他に分類されないもの）	95 国家公務
	96 地方公務
S 分類不能の産業	99 分類不能の産業

*産業分類の詳細については総務省HPで確認して下さい。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm>

別表2 産業廃棄物分類表

産業廃棄物			例示
0100	燃え殻		石炭灰、コークス灰、木灰、廃カーボン
0200	汚泥	無機性汚泥	浄水場汚泥、金属表面処理汚泥、セメント工場排水処理汚泥、脱硫石膏
		有機性汚泥	ビルピット汚泥、下水処理汚泥
0300	廃油	一般廃油	エンジンオイル、機械油、絶縁油
		固形油	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、固形脂肪酸
		油泥	タンクスラッジ
0400	廃酸		硫酸系、塩酸系、フッ化水素系、クロム酸、混酸、写真定着廃液、排ガス洗浄廃液、酸洗工程廃液
0500	廃アルカリ		アンモニア系、カ性ソーダ系、シアン化ソーダ系
0600	廃プラスチック類		フェノール樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ポリエチレン樹脂、アクリル繊維、ビニロン繊維、ポリエチレン繊維、合成皮革
	廃タイヤ		廃タイヤ
0700	★紙くず		新聞紙、グラビア用紙、油紙、建設現場から排出される紙くず等
0800	★木くず		木くず、おがくず、竹、建設系に係る木くず
0900	★繊維くず		綿花、麻、羊毛、カシミア、レーヨン、ロープ
1000	★動植物性残渣		ハム、ソーセージ残渣、スクリーンかす、野菜くず、パンくず
1100	ゴムくず		天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
1200	金属くず		トタンくず、空き缶、スクラップ、ブリキくず、金属研磨くず
1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		窓ガラス、びん類、薬品びん、体温計、セラミックくず、れんが、陶器、コンクリート製品くず、廃石膏ボード（＊）
1400	銲さい		転炉、高炉、溶銲炉等の残さい、金属スラグ、粉炭かす、不良銲石
1500	がれき類		アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、骨材、石材、スレート
1600	★動物のふん尿		動物の糞尿
1700	★動物の死体		動物の死体
1800	ばいじん		大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）又は金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
1900	13号廃棄物		産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの
4000	動物系固形不要物		と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
混合産業廃棄物（不可分一体のもの）			
2000	建築系混合廃棄物（安定型のみ）		建設工事からでた安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）
2100	建設系混合廃棄物（管理型のみ）		建設工事からでた管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）
3000	廃電気機械器具（一般名称を付記）		蛍光灯、パーソナルコンピューター、冷蔵庫、自動販売機等で不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）
5000	その他混合廃棄物（一般名称を付記）		上記に分類できない産業廃棄物であって、不可分一体のもの（一般名称を付記すること。） 廃電池類、机椅子、シュレッダーダスト

★は、次頁に示す業種等に該当する場合、産業廃棄物となる。

＊廃石膏ボードは管理型最終処分場で処分すること。（平成18年6月1日付環廃産発第060601001号通知）

★は、下記の表の業種に該当する場合、産業廃棄物となる。

種類	業種等
紙くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	2 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。）
	3 出版業（印刷出版を行うものに限る。）
	4 製本業
	5 印刷物加工業
	6 パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプの製造業除く。）
	7 PCBが塗布され、又は染みこんだもの
木くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	2 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）
	3 パルプ製造業
	4 輸入木材の卸売業
	5 PCBが染みこんだもの
繊維くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	2 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）
	3 PCBが染みこんだもの
動植物性残渣	1 食料品製造業、2 医薬品製造業、3 香料製造業
動物のふん尿	畜産類似業
動物の死体	畜産類似業

別表3 特別管理産業廃棄物分類表

特別管理産業廃棄物	例示
7000 引火性廃油	揮発油類（ガソリン、エーテル、ベンゼン等）、灯油類、軽油類
7010 引火性廃油（有害）	水銀等有害物質を含む引火性廃油
7100 強酸	pH 2.0以下の酸
7110 強酸（有害）	水銀等有害物質を含む強酸
7200 強アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ
7210 強アルカリ（有害）	水銀等有害物質を含む強アルカリ
7300 ☆感染性廃棄物	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがあるもの
7410 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
7411 PCB汚染物	PCBが塗布されたり染みこんだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等
7412 PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
7421 ☆廃石綿等（飛散性）	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
7422 指定下水汚泥	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する下水汚泥（指定されたもの）
7423 鉍さい（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する鉍さい
7424 ☆燃えがら（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する燃えがら
7425 ☆廃油（有害）	有機塩素系溶剤を一定基準以上含有する当該溶剤
7426 ☆汚泥（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する汚泥
7427 ☆廃酸（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃酸
7428 ☆廃アルカリ（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃アルカリ
7429 ☆ばいじん（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出するばいじん
7431 ☆燃えがら（有害）	ダイオキシン類を3 ng-TEQ/gを超えて含有する燃えがら
7432 ☆ばいじん（有害）	ダイオキシン類を3 ng-TEQ/gを超えて含有するばいじん
7433 ☆汚泥（有害）	ダイオキシン類を3 ng-TEQ/gを超えて含有する汚泥
7900 その他の特別管理産業廃棄物（一般名称を付記）	上記に分類できない管理型産業廃棄物であって、不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）

☆業種若しくは施設限定あり

別表 4 産業廃棄物換算係数表（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数（t/m ³ ）	
		従来値（兵庫県多量排出事業者報告記載）	環境省通知記載値（平成18年12月27日 環廃産発第061227006号）
1	燃え殻	1.14	
2	汚泥	1.10	
3	廃油	0.90	
4	廃酸	1.25	
5	廃アルカリ	1.13	
6	廃プラスチック類	0.35	
7	紙くず	0.17	0.30
8	木くず	0.55	
9	繊維くず	0.12	
10	動植物性残渣	1.00	
11	ゴムくず	0.52	
12	金属くず	1.13	
13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.20	1.00
14	鋳さい	1.60	1.93
15	がれき類	1.48	
16	動物のふん尿	1.00	
17	動物の死体	1.00	
18	ばいじん	1.26	
19	13号廃棄物	1.48	1.00
20	動植物系固形不要物	1.00	
21	建設系混合廃棄物	0.26	
22	廃電気機械器具	1.00	
23	感染性廃棄物	0.30	
24	廃石綿等（飛散性）	0.30	

【注意事項】

あくまでもマクロ的な重量を把握するための参考値であるため、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告すること。

標記の係数を使う場合、2種類あるものについてはそれぞれの廃棄物の性状にあった係数を用いること。判断が付かない場合は従来値（兵庫県多量排出事業者報告記載）を用いてよい。

特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠する。

2トン車1台という場合には、積載した廃棄物の堆積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。